

出席停止となる感染症一覧表

2023.8

感染症の種類		出席停止の期間の基準一覧
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、SARS、鳥(H5N1)インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	新型コロナウイルス感染症	出席停止期間について学校へ問合せ
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	病状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	症状が回復した後
	手足口病	症状が回復した後
	ヘルパンギーナ	症状が回復した後
	りんご病(伝染性紅斑)	症状が回復した後
	ロタウイルス	下痢、嘔吐が消失した後
	ノロウイルス	下痢、嘔吐が消失した後
	サルモネラ感染症	下痢、嘔吐が消失した後
	カンピロバクター感染症	下痢、嘔吐が消失した後
	肺炎球菌感染症	症状が回復した後
	RSウイルス	症状が回復した後
	ヒトメタニューモウイルス	症状が回復した後
	突発性発疹	症状が回復した後
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
	ウイルス性肝炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
頭ジラミ、水いぼ、とびひ	通常は、出席停止が必要ないもの	

(学校保健法施行規則19条における出席停止の基準より)

- * 医療機関において診断された場合は、速やかに学校へ連絡をお願いいたします。
- * 一覧表にある感染症と診断された場合は、法律で定められた「出席停止」となり「欠席」にはなりません。
- * 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、学校へ出席停止期間の確認をお願いします。
- * 一覧表の出席停止期間は目安であり、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。